**生活再建ロードマップ　付属資料**

本資料は、生活再建ロードマップの補足説明と、生活再建に関係する支援制度・相談先をまとめたものです。利用を検討する際は、各相談先に最新情報をご確認ください。

# Ⅰ　ロードマップの解説

ロードマップの一部に関する補足説明です。気になることや問い合わせたい制度に☑を入れながら読み進めましょう。

## ①　翌日～数日

### □ 当面の避難場所を探そう

・避難所は一時的な避難生活の場です。今後の生活を落ち着いて送るためにも、避難所を出た後の住まいについて、早めに考えておきましょう。

・親戚・友人の家、近くのホテル、賃貸物件などを検討しましょう。市や県の応急住宅がある場合は選択肢になります。ただし、開設されない場合や、募集・入居までに時間がかかる場合があります。※ガイドブック「被災者のための住宅提供」参照

### □ 写真を撮ろう

・写真は、被害状況の記録や、罹災証明書の申請、保険手続きなどに役立ちます。申請時に写真が必要となる場合もあるため、安全を確保したうえで、可能な範囲で撮影しましょう。

・建物の全景（建物全体と被害状況）、被害箇所（壁・床・屋根・窓・玄関など）、浸水した高さ、土砂が流入した場所や被害の範囲が分かる写真を撮影しましょう。

### □ 罹災証明書をとろう　【重要】

・罹災証明書は、災害による住宅などの被害程度を公的に証明する書類です。被災者が支援制度を利用する際の判断材料となるため、生活再建に向けて重要な書類です。

・申請してもすぐに発行されない場合があるため、早めに申請しましょう。

・罹災証明書は多くの支援制度の申請に必要ですが、制度によって必要書類や対象要件は異なります。

### □ 使える支援制度を調べよう　【重要】

・申請しないと利用できない、または支給されない制度があります。

・発災後しばらくして公表される制度や、数か月以内に申請期限が設けられる制度もあります。定期的に最新情報を確認しましょう。

## ②　1～２週間

### □ 引っ越す？修理する？建て替える？解体・売却する？　見積もりをとって考えよう

・シートで最初に考えたことを振り返り、家族と相談しながら、さまざまな選択肢を検討しましょう。

・引っ越す場合は、新たに家を購入するか借りるか。修理する場合は、住み続けられるか。建て替える場合は、同じ場所か敷地内の別の場所か。市内に住むか、市外に移るかなどを考えましょう。

・元の家を解体して土地を売却する場合は、解体費用や売却の見込みも確認しましょう。

・施工業者や不動産会社に現地を見てもらい、修繕費用や売却などについて助言を受けましょう。

・費用については、「Ⅱ お金に関する支援策　その１住まいに関するお金」に掲載した支援金・貸付などの利用も検討しましょう。

### □ 裏山の持ち主を探そう

・土砂崩れの原因となった裏山や畑などの所有者が分からない場合は、調べる必要があります。市役所で確認できる場合と、法務局で土地の登記情報を調べる場合があります。

・所有者が判明したら、被害の状況を伝え、今後の対応について相談してみましょう。補償の可否や責任の所在は状況によって異なるため、判断に迷う場合は専門家に相談しましょう。

### □ トラブルになったら法律相談してみよう

・裏山の所有者や賃貸住宅の大家との話し合いが進まない場合や、どう対応したらよいか分からない場合は、早めに専門家に相談しましょう。

・法律相談は 30 分程度の時間制限があることが多いため、聞きたいことを事前にメモしておきましょう。

・以下はいずれも要予約です。

・三浦市社会福祉協議会法律相談（月２回・無料）046-888-7347

・横須賀法律相談センター（月～金・有料）横須賀市日の出町 1-5 ヴェルクよこすか３階　046-822-9688

・三浦市役所法律相談（月２回・無料）046-882-1111

・法テラス　0570-078374／IP 電話 03-6745-5600

### □ 災害ボラセンに困りごとを伝えよう

・災害ボランティアセンターは、一般ボランティア（お手伝いを希望する有志）を募り、泥かきや家具の運び出しなどの活動を調整するところです。

・対応できないこともありますが、まずはご相談ください。必要に応じて、内容に合った相談先をご案内します。

**相談先：**三浦市災害ボランティアセンター　046-888-7347

## ③　２週～1 か月くらい

### □ 「住まい」に関する費用の概算を出そう

業者の見積もりや支援制度を踏まえて、総額がいくらかかるか、借入れが必要な場合は何年で返済できるかを検討しましょう。方針が変わることもあるため、家族と共有しましょう。

### □ 被害の拡大を防ぐ応急修理をしよう　※ガイドブック「住宅の応急修理」

・元の家に住み続けるために、日常生活に欠かせない部分を修理する必要がある場合は、住宅の応急修理制度を利用できるか市に相談しましょう。

・制度を利用する場合は、原則として修理を始める前に市へ相談し、対象となる修理や手続きを確認しましょう。

## ④　1～3 か月くらい

### □ 元の家を修理・建て替え・解体するか決め、必要に応じて仲介会社を選ぼう

業者の見積もりや支援制度を踏まえ、修理・建て替え・解体・売却などの方針を検討しましょう。

### □ 引っ越す（施工が終わる）までの仮住まいを探そう

修理や建て替えの期間中に住む場所を確保しましょう。賃貸型応急住宅などの制度を利用できる場合もあるため、対象要件や申請方法を市に確認しましょう。

### □ 引っ越そう

・新しい住まいの契約費用や引っ越し費用、生活に必要な手続きなどを確認しましょう。

・解体して土地を売却する場合は、解体費用や売却の見込み、土地の権利関係などを確認し、契約前に不動産会社や専門家に相談しましょう。

**【ガイドブックについて】**

本紙は、総務省神奈川行政評価事務所「令和８年台風第 25 号により被災された方への生活支援窓口案内（ガイドブック）」を参考に作成しています。さらに詳しい情報はガイドブックをご参照ください。ガイドブックは随時追加・更新され、章の名称や内容が変更される場合があります。最新のガイドブックをご確認ください。



# Ⅱ　お金に関する支援策



## その１　住まいに関する支援金・貸付など

制度によって、現金が支給されるもの、施工業者等に直接支払われるもの、返済が必要な貸付などがあります。

### □ 住宅の応急修理　【修理費の支援】

・屋根・壁・トイレなど、日常生活に必要な部分を修理する制度です。修理を始める前に市へ相談しましょう。

・対象は準半壊以上の住宅で、限度額は半壊以上 75 万 7,000 円、準半壊 36 万 7,000 円です。

・罹災証明書、被災状況の写真、修理業者の見積書などが必要です。

・市が修理業者に直接支払います。限度額を超える費用などは自己負担となり、利用により公費解体の対象外となる場合があります。

相談先：三浦市都市計画課　046-882-1111（内線 272）

### □ 被災した住宅の障害物の除去　【除去費用の支援】

・被災した住宅の居室・玄関・トイレなどにある土砂や竹木等の除去を支援する制度です。

・対象要件には、住宅の被害状況、自力で除去することが困難であること、除去後に元の住宅に住むことなどがあります。詳細は市に確認してください。

・限度額は１世帯あたり 148,600 円(税込)で、市が施工業者に直接支払います。

・物置等の土砂の除去や、除去後の清掃・消毒は対象外です。

相談先：三浦市都市計画課　046-882-1111（内線 272）

### □ 被災者のための住宅提供　【住まいの提供】

・災害により住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない方に、公営住宅や賃貸型応急住宅が提供される場合があります。

・賃貸型応急住宅は、県が民間賃貸住宅を借り上げて提供する制度です。入居には要件があり、ご自身で協力不動産店を通じて住宅を探す必要があります。

相談先：三浦市　046-882-1111（内線 60643）

**※被災建物の解体・撤去**

令和８年 10 月 28 日現在、今回の災害に係る公費解体・撤去の実施については、確認できる情報がありません。今後の実施状況については、三浦市の最新情報をご確認ください。

### □ 被災者生活再建支援法の支援金　【もらう】

・住宅が全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯に、申請により支援金が支給されます。
・住宅の被害程度に応じた「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じた「加算支援金」で構成され、支給額は最大 300 万円（単身世帯は４分の３）です。
・住宅の建設・購入、補修、賃借など、再建方法によって支給額が異なります。対象要件や必要書類は市にご確認ください。

相談先：三浦市福祉課　046-882-1111（内線 355・356）／神奈川県危機管理防災課　045-210-3430

### □ 災害援護資金の貸付　【借りる】

・災害により負傷した場合や、住宅・家財に大きな被害を受けた場合に、生活再建に必要な資金の貸付を受けられる制度です。
・貸付限度額は被害状況により異なり、最大 350 万円です。
・所得制限があり、利率は年 1.5%（据置期間中は無利子）、償還期間は 10 年です。貸付条件は市にご確認ください。

相談先：三浦市福祉課　046-882-1111（内線 355・356）

### □ 災害復興住宅融資　【借りる】

・住宅金融支援機構による、被災した住宅の建設・購入・補修を支援する全期間固定金利型の公的住宅ローンです。
・融資の対象要件や金利等は、住宅金融支援機構の最新案内をご確認ください。

### □ 住宅ローンの返済に関する債務整理　【債務整理】

・災害救助法が適用された災害などにより住宅ローン等の返済が困難になった場合、一定の要件を満たせば、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインを利用できる場合があります。
・利用条件について、借入先の金融機関などにご相談ください。

相談先：借入先の金融機関／全国銀行協会相談室　0570-017109、03-5252-3772

### □ 災害による廃棄物の処理手数料の減免　【減免】

・市職員による現地確認後、市の処理施設へ搬入できる場合、処理手数料が減免されます。
・ただし、テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機等の家電リサイクル対象品は搬入できません。

相談先：三浦市廃棄物対策課　046-882-1111（内線 291・299）

**※生活福祉資金の貸付（福祉費・災害援護費）**

今回の災害では、災害援護資金が優先され、本貸付は対象外です。

## その２　亡くなった・重度の障害を負った場合の支援

### □ 災害弔慰金・見舞金の支給　【もらう】

・災害により亡くなった方の遺族に、災害弔慰金を支給する制度です。

・受給対象者は、配偶者、子、父母、孫、祖父母など、法律で定められた遺族です。

・支給額は、生計維持者が亡くなった場合 500 万円、その他の方が亡くなった場合 250 万円です。

・災害障害見舞金を受給している場合は、その額が差し引かれます。

相談先：三浦市福祉課　046-882-1111（内線 355）

### □ 災害障害見舞金の支給　【もらう】

・災害により両眼失明や常時介護が必要となるなど、重度の障害を負った方に見舞金を支給する制度です。

・支給額は、生計維持者が 250 万円、その他の方が 125 万円です。

相談先：三浦市福祉課　046-882-1111（内線 355）

## その３　雇用に関する支援

### □ 雇用保険失業給付の支給　【もらう】

・災害により事業所が休止・廃止し、賃金を受け取れない場合、離職していなくても失業給付を受給できることがあります。

相談先：ハローワーク横須賀　046-824-8609

### □ 未払賃金立替払　【もらう】

・企業倒産により賃金が支払われないまま退職した場合、未払賃金の一部について立替払いを受けられる制度です。

相談先：横須賀労働基準監督署　046-823-0858

### □ 労災補償　【もらう】

・仕事中や通勤中に被災した場合、本人や家族は、治療費や一時金などを受けられます。

相談先：横須賀労働基準監督署　046-823-0858

### □ 職業転換給付金（訓練手当）の支給　【もらう】

・再就職に向けた職業訓練や広域の求職活動などに対し、訓練手当や交通費・宿泊料等の支給を受けられる場合があります。

相談先：ハローワーク横須賀　046-824-8609

### □ 雇用調整助成金　【事業主向け】

・事業活動の縮小時に、休業や教育訓練などで従業員の雇用維持を図る事業主に対し、休業手当等の一部を助成する制度です。

相談先：神奈川労働局 神奈川助成金センター　045-277-8815



## その４　支払いの猶予・減税など

被災により住宅や家財に大きな損害を受けた場合、各種税金の軽減・支払いの猶予などを受けられる場合があります。対象要件や申請期限は制度ごとに異なります。

### □ 国税の特別措置

・所得税の軽減・免除や納税猶予などを受けられる場合があります。

相談先：横須賀税務署　046-824-5500

### □ 県税の特別措置

・不動産取得税や個人事業税などの減免、納税猶予を受けられる場合があります。

相談先：横須賀県税事務所　046-823-0210

### □ 市税の特別措置

・住民税や固定資産税などの減免、徴収猶予を受けられる場合があります。

相談先：三浦市税務課　046-882-1111

### □ 国民年金保険料の減免等

・申請により保険料の免除・納付猶予を受けられる場合があります。

相談先：三浦市保険年金課　046-882-1111（内線 302）

### □ 国民健康保険税の減免等

・保険税の減免や納付猶予を受けられる場合があります。

相談先：三浦市保険年金課　046-882-1111（内線 301・314・317・347）

### □ 介護保険料の減免等

・介護保険料の減免や納付猶予を受けられる場合があります。

相談先：三浦市高齢介護課　046-882-1111（内線 354・363・364）

### □ 後期高齢者医療保険料の減免等

・保険料の減免や納付猶予を受けられる場合があります。

相談先：三浦市保険年金課　046-882-1111（内線 303・304）

### □ 公共料金の減免措置等

・電気・ガス・水道・電話料金などについて、支払期日の延長や減免、工事・修理費用の軽減などが行われる場合があります。契約している事業者にご確認ください。

・三浦市上下水道部営業課　046-882-1111（内線 383）

・東京電力 神奈川カスタマーセンター（月～土 9～17 時）0120-99-5775

・東京ガス お客さまセンター　0570-002211

・NTT 東日本 料金問い合わせ受付センター（平日 9～17 時）0120-002-992

・NHK ホームページ（「災害による受信料免除について」）または郵送



## その５　自動車に関する相談

浸水した車両は、感電や火災のおそれがあるため、エンジンをかけず、販売店や整備工場へ相談してください。ハイブリッド車・電気自動車は高電圧バッテリーに注意し、むやみに触れないでください。

### □ 被災車両の廃車手続き

・災害で廃車となった車両は、永久抹消登録などの手続きが必要です。

・普通自動車：神奈川運輸支局　050-5540-2035

・軽自動車：軽自動車検査協会 神奈川事務所　050-3146-3052

### □ 自動車重量税の還付

・車検の有効期間内に被災して廃車となった場合、重量税の還付を受けられることがあります。申請期限は原則、災害発生日から５年以内です。

・相談先：横須賀税務署　046-824-5500

### □ 自動車税等の減免

・自動車税や軽自動車税の減免を受けられる場合があります。

・普通自動車：横須賀県税事務所　046-823-0210

・軽自動車：三浦市税務課　046-882-1111



# その６　医療・福祉・教育に関する支援

## 医療

### □ 医療機関の受診料・介護サービス利用料の支払猶予・減免

・住宅の大きな被害や失職、所得の減少などにより、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料が猶予・減免される場合があります。

・保険証等がない場合も、氏名・生年月日・住所・連絡先などを医療機関に申し出ることで、保険診療を受けられる場合があります。

・国民健康保険：三浦市保険年金課　046-882-1111（内線 301・314・317・347）

・介護保険：三浦市高齢介護課　046-882-1111（内線 354・363・364）

## 障害者

### □ 障害福祉サービス利用者負担の減額

・利用者負担の減額ができる場合があります。

・相談先：三浦市保健福祉部福祉課　046-882-1111（内線 361・362・305）

## 高齢者

介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免等については、P8「その４支払いの猶予・減税など」をご参照ください。

## 教育

### □ 保育料の減額・免除

・認可保育施設の保育料が減額・免除される場合があります。

・相談先：三浦市子ども課　046-882-1111（内線 365・366・367）

・幼稚園は各園にご相談ください。

### □ 小中学生の就学費用の援助

・学用品費や給食費などの一部が援助される場合があります。

・公立学校：三浦市学校教育課　046-882-1111（内線 409）

・私立学校：神奈川県私学振興課

### □ 高校生の授業料等の減額・免除・猶予

・授業料・入学料等の減額、免除や徴収猶予を受けられる場合があります。

・県内公立高校：神奈川県教育局財務課

・県内私立高校：神奈川県子どもみらい部私学振興課

# Ⅲ　証明書の再発行・保険に関する手続き

## その１　証明書等の紛失

### □ 基礎年金番号通知書や年金証書の再発行

相談先：横須賀年金事務所　046-827-1251

### □ マイナンバーカードの再発行

・災害でマイナンバーカードを紛失した場合、罹災証明書の提出により再交付手数料が免除される場合があります。

・罹災証明書がない場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）で利用停止手続きを行い、警察へ遺失届を提出してください。再交付は有料となる場合があります。

相談先：三浦市市民サービス課　046-882-1111（内線 309）

### □ 通帳・保険証書・印鑑を紛失した場合

・本人確認などにより、預貯金の払戻し等ができる場合があります。各金融機関・保険会社にご相談ください。

### □ パスポートの発給手数料の免除

・申請によりパスポートの発給手数料が免除される場合があります。

相談先：パスポートセンター電話案内センター　045-222-0022

## その２　民間の保険

**損害保険**

### □ 保険金の請求・契約内容の確認

・契約している損害保険会社へお問い合わせください。

### □ 災害で保険契約先が分からない場合

・自然災害等損保契約照会センター　0120-501-331

### □ 保険会社とのトラブル

・日本損害保険協会「そんぽ ADR センター」では、苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

・相談先：03-4332-5241

※損害保険に関する上記窓口の受付時間：平日９時15分～17時

**生命保険**

### □ 保険料・保険金等

・申し出により、保険料の払込猶予や、必要書類の一部省略による迅速な支払いができる場合があります。契約している生命保険会社へお問い合わせください。

### □ 契約先が分からない場合

・生命保険契約の有無を照会できます。

・相談先：生命保険協会（平日９～17時）0120-001-731



# Ⅳ　疲れてしまったら、こころの相談

## その１　なんとなく精神的に疲れてしまい、相談したい

### □ こころの相談窓口

・「眠れない」「何もする気にならない」などの相談

相談先：神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター（平日9-12時、13-16時30分）046-882-6811

・心の健康に悩んだら

相談先：こころの電話相談　神奈川県精神保健福祉センター　0120-821-606

### □ 介護・障害があって困っている

・担当のケアマネジャーや相談支援専門員にご相談ください。

・どこに相談していいかわからない場合は、地域包括支援センターにご相談ください。相談先をご紹介いたします。

・相談先（地域包括支援センター）：

三崎地区にお住まいの方「おまかせ」046-876-7557

南下浦地区にお住いの方「リンク」046-887-0048

初声地区にお住いの方「バトン」046-887-0856